

# 北茨城市DX推進計画

令和5年度～令和9年度



令和5年3月  
令和6年3月改訂

北茨城市

# 目 次

## 第1章 計画策定における基本的な考え方

第1項	計画策定の趣旨・目的	1
第2項	計画の位置づけ	2
第3項	計画の期間・目標年度	3

## 第2章 デジタル化を取り巻く社会の潮流

第1項	国の動向	4
第2項	本市の現状と課題	6

## 第3章 計画の推進と推進体制

第1項	計画の推進	7
第2項	推進体制	7

## 第4章 計画の方向性

第1項	計画の基本目標	8
第2項	施策体系	9
第3項	推進施策	10
目標Ⅰ	市民の利便性の向上 －市民サービスや行政手続きに関するDX－	10
目標Ⅱ	行政業務の効率化 －庁内業務に関するDX－	16

## 資料編

北茨城市DX推進本部設置要綱	22
用語解説	24

---

## 第1章 計画策定における基本的な考え方

---

### 第1項 計画策定の趣旨・目的

今般の新型コロナウイルス感染症の対応は、行政におけるデジタル化の遅れを顕在化させ、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の必要性が高まる契機となりました。

国においては、この状況を踏まえ、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化を強力的に推進する方針を示すとともに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容等を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、全国の自治体に対し、この計画を基にデジタル化に取り組むことを求めています。

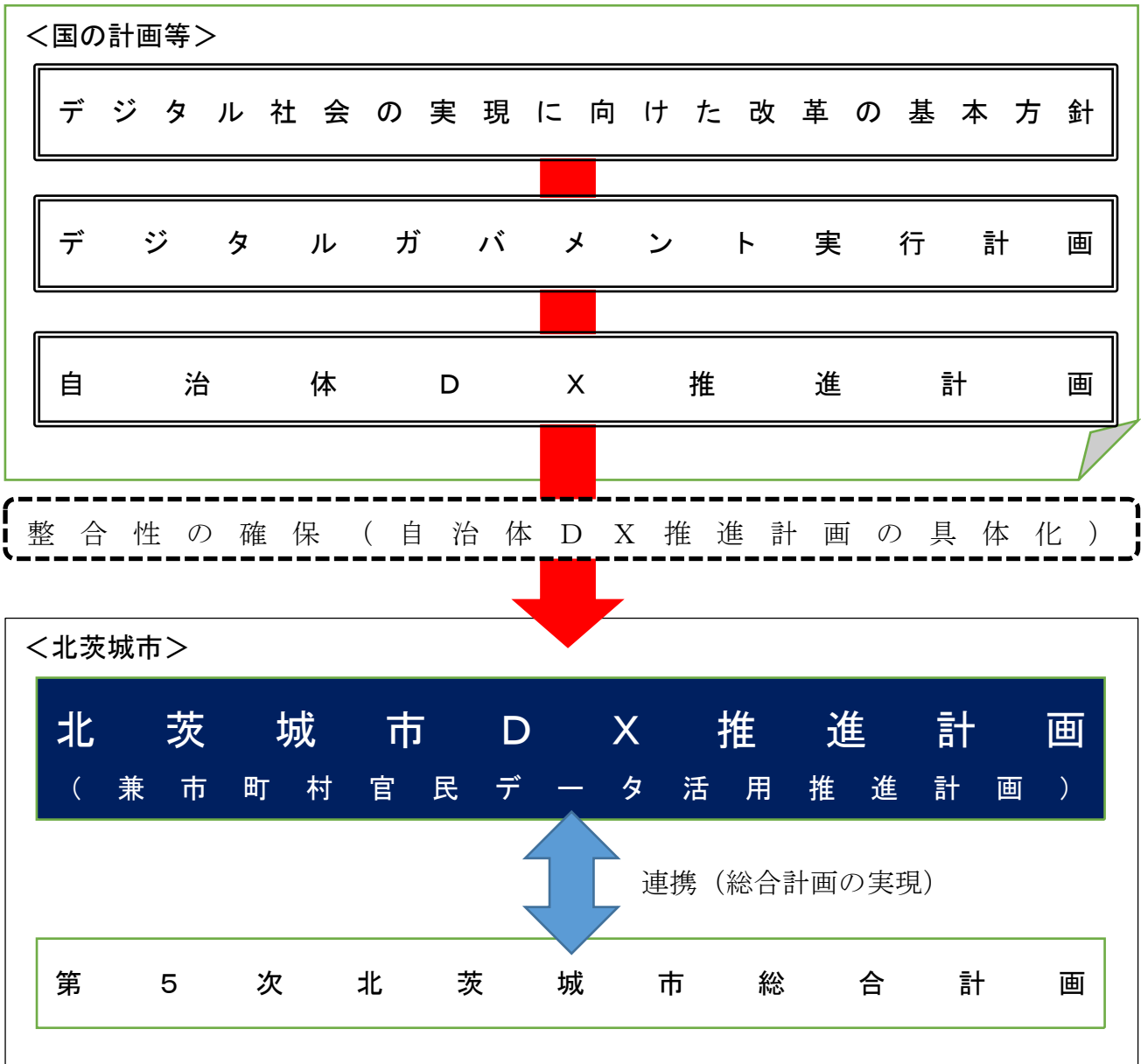
北茨城市においても、これら本市を取り巻く社会状況の変革を踏まえ、デジタル技術を積極的に活用することで、行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返った業務改革（BPR）の取組を進め、「市民の利便性の向上」及び「行政業務の効率化」を図るため、「北茨城市DX推進計画」を策定します。

第2項 計画の位置づけ

本計画は「第5次北茨城市総合計画」が目指す将来都市像を実現するための計画として位置づけるとともに、総務省「自治体DX推進計画」が示す取組事項を本市で具体化するための計画として位置づけます。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する、市町村官民データ活用推進計画を兼ねる計画とします。

■計画の位置づけ

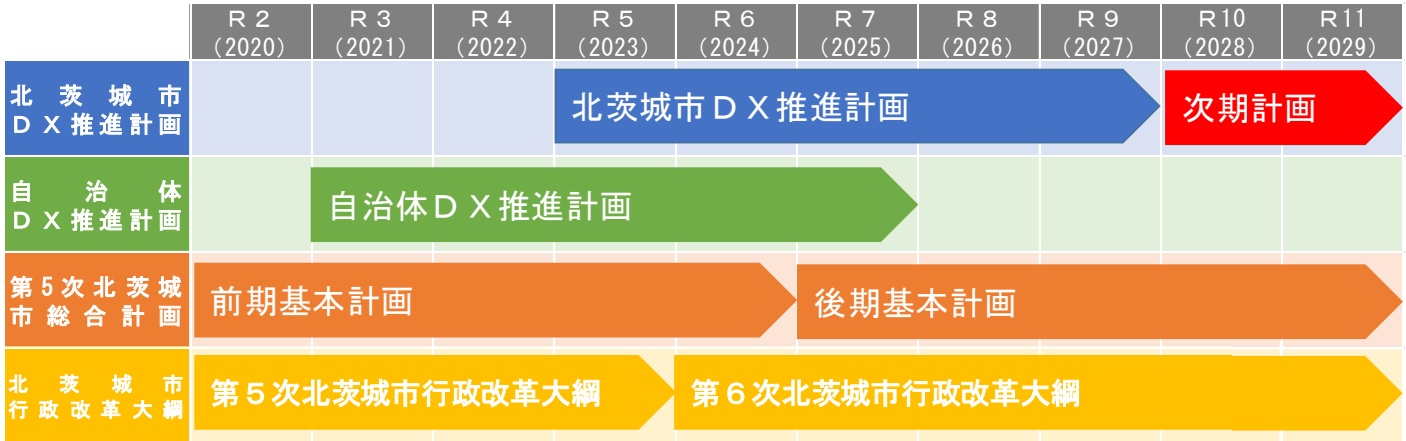


**第3項 計画の期間・目標年度**

本計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間で取り組むものです。

ただし、著しいデジタル技術の進展等に併せて本市の取組も柔軟に対応することが求められることから、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

**■計画の期間・目標年度**



---

## 第2章 デジタル化を取り巻く社会の潮流

---

### 第1項 国の動向

#### 1 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

新型コロナウイルス感染症への対応において、顕在化されたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革する社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められているとの認識に基づき、国では「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しました。

#### 2 デジタル・ガバメント実行計画

官民データ活用推進基本法の成立に伴い、平成29年（2017年）5月に「デジタル・ガバメント推進方針」が示され、データ流通環境の整備や行政手続のオンライン利用の原則化等、官民データの活用に資する各種施策の推進が政府の取組として義務付けられました。

さらに、官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として平成30年（2018年）1月には「デジタル・ガバメント実行計画」が策定され、地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定、行政手続のオンライン利用促進、クラウド利用の推進、オープンデータの推進、適正な情報セキュリティの確保といった取組が盛り込まれました。

この計画は、その後の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和2年12月25日に改定されています。

#### 3 自治体DX推進計画

自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとの認識に基づき、総務省においては、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくため、「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を令和2年12月25日に策定しました。

この計画は、その後、「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針2022）」に国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する旨が示されたことを受け、最新の国の動向や、自治体のデジタル人材確保に向けた課題を踏まえ、令和4年9月2日に改定が行われています。

## デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

(デジタル社会の目指すビジョン)

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスをえらぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」

令和2年12月25日閣議決定

## デジタルガバメント実行計画

(地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進)

- ・自治体の業務システムの標準化・共通化を加速
- ・マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進
- ・「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援
- ・クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進
- ・「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

令和2年12月25日閣議決定

## 自治体DX推進計画

(自治体DXの重点取組事項)

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ①自治体の情報システムの標準化・共通化 | ②マイナンバーカードの普及促進  |
| ③自治体の行政手続きのオンライン化   | ④自治体のAI・RPAの利用促進 |
| ⑤テレワークの推進           | ⑥セキュリティ対策の徹底     |

(自治体DXの取組と併せて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組)

- ①デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ②デジタルデバйд対策
- ③デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

(各団体において必要に応じ実施を検討する取組)

- ①BPRの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- ②オープンデータの推進・官民データ活用の推進

令和2年12月25日閣議決定

令和4年 9月 2日改定

### 第2項 本市の現状と課題

#### 1 少子高齢化・人口減少の進展

本市では、少子高齢化を伴う人口減少が進んでおり、令和22年（2040年）には主たる働き手となる15歳から64歳の生産年齢人口が市総人口の半数を下回ることが見込まれ、65歳以上の老年人口については市総人口の約4割となることが推測されています。

こうした生産年齢人口の減少や高齢化の進展等の未曾有の人口構造を迎える中において、本市では、地域や官民を問わず労働力の供給不足への対応が必要となることや、税収の減や扶助費の増による市の行財政運営を取り巻く環境が一層厳しさを増すことが懸念されており、限られた人的・経営資源を効率的に活用することで、多様化・複雑化する行政ニーズ等に対応する必要があることから、行政手続きの簡素化や業務の効率化を図ることが求められています。

#### 2 情報通信技術の急速な発展

情報通信技術（ICT）の進展に伴いインターネットの利用率が高まり、スマートフォンやタブレット端末の普及やSNSの発展により生活の利便性が向上するなど、あらゆるものがネットワークにより結びつき、日常のあらゆる場面でICTの活用が図られ、今後は、ロボットやAI（人工知能）及びIoT等が、産業や企業活動、生活の様々な場面で活用され、人口減少時代における課題解決の手段として期待されています。

一方で、インターネット犯罪やプライバシーの侵害、個人情報の漏えい等が社会問題となっており、情報セキュリティの強化が求められています。

#### 3 ウィズコロナ・ポストコロナを見据えたまちづくり

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、感染症対策を取り入れつつ、デジタル化を前提とした新しい業務やサービス提供の在り方の確立が求められるなど、「新しい生活様式」への移行が着実に進んでいます。

本市においても、これまで主体であった書面・押印・対面による行政手続きについて、オンライン化を推進し、市役所に行かなくても市民サービスを受けることができる仕組みを構築するとともに、テレワークにより、場所や時間にとらわれない職員の働き方を実現するなど、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新たな日常にふさわしい環境を整備していく必要があります。



## 第3章 計画の推進と推進体制

### 第1項 計画の推進

P D C Aサイクルによる効果的かつ効率的な計画の進行管理を行うため、毎年度、推進本部において、フォローアップを実施し、本計画が最も適切で実効性のあるものとするよう、必要に応じて施策内容や推進スケジュールなどを見直すこととします。

### 第2項 推進体制

#### 1 推進本部

副市長を本部長として、各部の長で構成し、D X推進計画の策定をはじめとする全体の方向性の決定や、各部等を横断するD X推進事項の総合調整を行います。

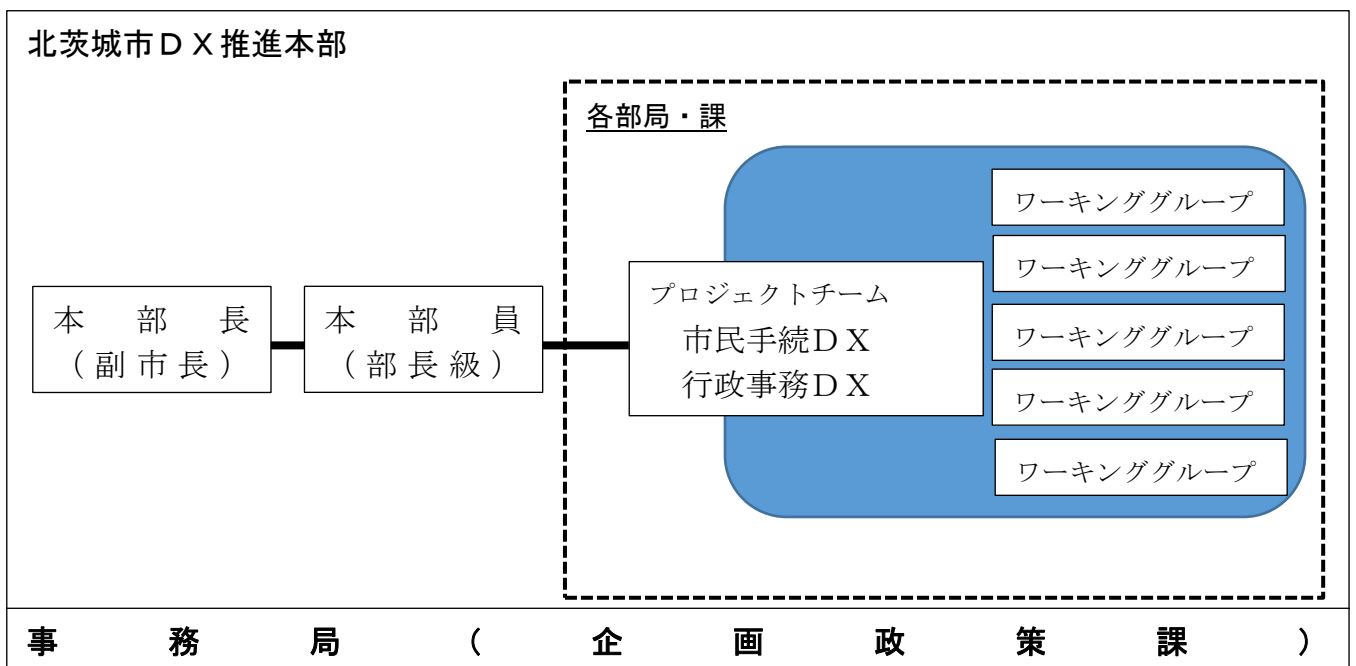
#### 2 プロジェクトチーム

関係各課長で構成され、複数の部課等が関わる主要な課題について検討・調整を行うため、推進本部に部課等を横断するプロジェクトチームを設置します。

#### 3 ワーキンググループ

プロジェクトチームに参画する関係課長等に指名された係長級で構成され、D X推進計画で取り組む施策の具体的な協議・検討を行うため、プロジェクトチームにワーキンググループを設置します。

#### ■計画策定の体制



## 第4章 計画の方向性

### 第1項 計画の基本目標

計画の実現に向け、「市民の利便性の向上」及び「行政業務の効率化」の2つの基本目標を掲げ、目標の実現に向けた施策を明示します。

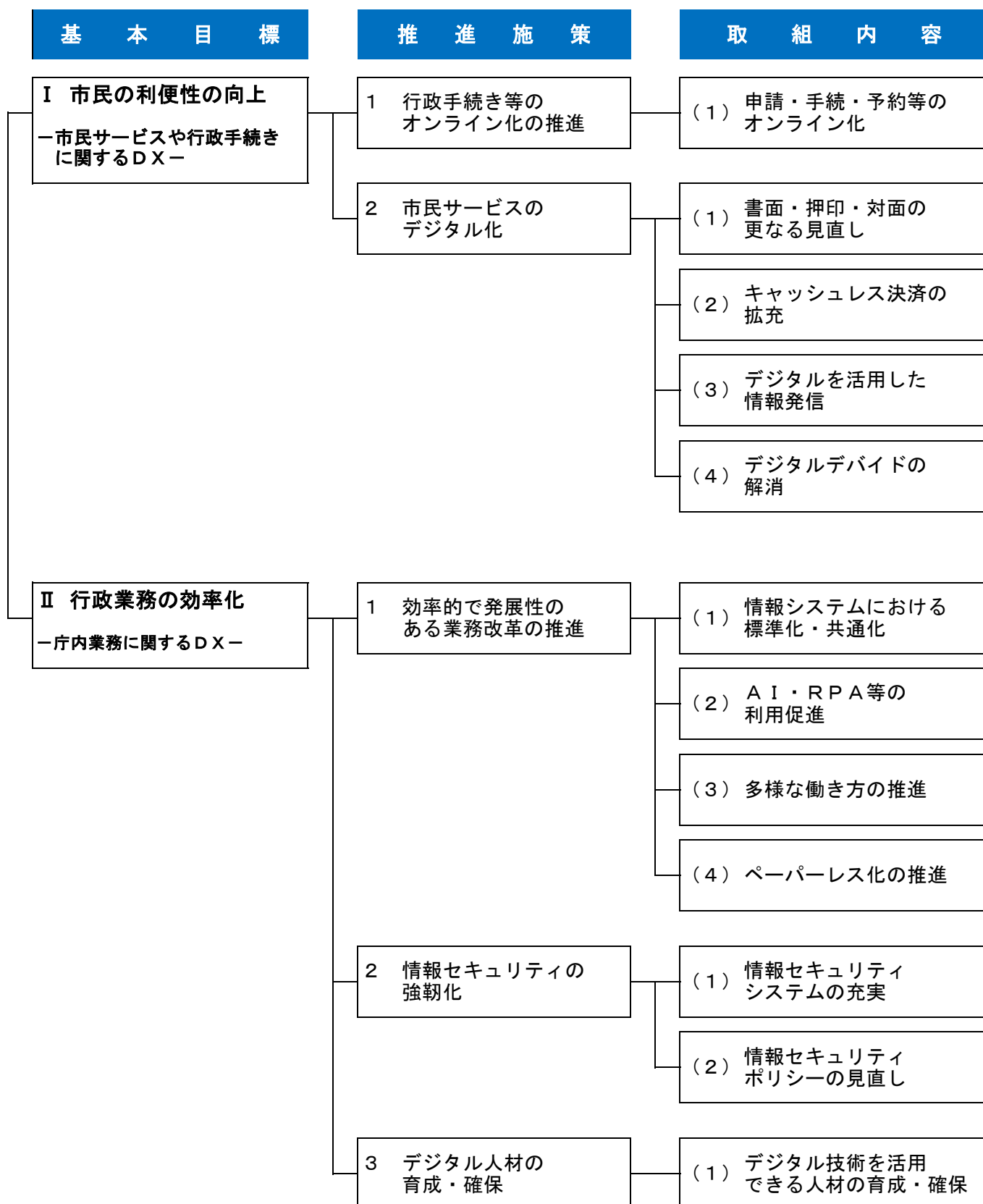
#### ■計画の基本目標

### 北 茨 城 市 D X 推 進 計 画 の 推 進

目標Ⅰ 市民の利便性の向上  
－市民サービスや行政手続きに関するDX－

目標Ⅱ 行政業務の効率化  
－庁内業務に関するDX－

第2項 施策体系



## 第3項 計画実現に向けた推進施策

## 目 標 I 市 民 の 利 便 性 の 向 上 — 市民サービスや行政手続きに関するDX —

デジタル技術の活用により申請手続きや窓口業務等を見直すことで、より便利に市民サービスや行政手続きを利用できる「行かない窓口」、「書かない窓口」、「待たない窓口」を目指すなど、市民の利便性の向上を図ります。

### 1 行政手続き等のオンライン化の推進

#### (1) 申請・届出・予約等のオンライン化

施 策 件 名	(No. 1) LINE を活用した各種申請・届出・予約等のオンライン化
現 状 と 課 題	市役所への申請・届出・予約等は、開庁時間（平日 8:15～17:15）の受付が原則となっているため、勤労者は自らの仕事を休んで手続きを行わなければならない。また、受付側も申請書類等を転記する必要があり、誤入力のリスクを抱えている。
施 策 内 容	LINE を活用し、オンラインで各種申請・届出・予約等ができる「スマホ市役所」の環境を構築する。
期待できる効果	申請側は、時間と場所を気にせず手続きが可能となり、受付側も、転記を最小限とすることで誤入力のリスクを低減できる。
担 当 課	企画政策課

施 策 件 名	(No. 2) オンライン予約が可能な公共施設の拡大及び鍵の電子化
現 状 と 課 題	一部公共施設については、いまだに電話予約が必須であったり、オンラインで予約ができていても鍵を借りるために来訪しなければならない状況であり、日中に時間の取れない方などに不便が生じている。 また、令和7年度にいばらき公共予約システムの共同調達が終了することから、新たなシステムの検討も必要となっている。
施 策 内 容	市内全てのスポーツ施設や各種公共施設について、スマホ・パソコンによるオンライン予約を可能とする。また、スマートロックの導入と併せて、スマホへの電子鍵の送付を実施する。
期待できる効果	営業時間内の電話・来訪による予約や、鍵の受け渡しが不要となる。
担 当 課	(主) 企画政策課、(副) 生涯学習課、農林水産課 他

施策件名	(No.3) 学校と保護者（生徒）間の相互連絡のデジタル化
現状と課題	小中学校では学校により使用度合いは異なるものの、「保護者からの児童生徒の欠席連絡」、「保護者へのアンケート等」、「保護者への周知文書」などについて、それぞれ伝達手段が異なっており（アプリによるもの、メールによるもの等）、保護者及び教職員の負担の一端となっている。
施策内容	保護者と学校との間の連絡等を、1つのプラットフォーム上で完結させる環境を整備する。
期待できる効果	保護者・学校双方の負担軽減が図られる。
担当課	（主）教育総務課、（副）学校教育課

## 2 市民サービスのデジタル化

### (1) 書面・押印・対面の更なる見直し

施策件名	(No. 4) コンビニ交付証明書の拡充
現状と課題	現状の窓口での各種証明書等の交付の際には、氏名・住所等を記載する必要があるが、窓口が混雑する中、記載台の数が限られており、来庁した市民の負担になっている。また一方で、マイナンバーカードの取得者数は伸びたものの、活用できる場面が限られており、活用方法を検討する必要がある。
施策内容	コンビニ交付証明書の機械を市役所にも設置することで、その利便性を体験できる環境を整備する。
期待できる効果	コンビニ交付の利便性を周知することができ、将来的には市役所窓口の混雑緩和につながる。
担当課	(主) 市民課、(副) 税務課

施策件名	(No. 5) 「書かない窓口」の推進
現状と課題	各種手続きは窓口毎に行われており、例えば転入・転出、死亡、出生などの手続きの際には、多くの窓口を回り、何度も住所氏名を記載する必要があるなど、手続きを行う方にとって負担感が大きい。
施策内容	多くの申請書類を、書かずにワンストップで手続きを行うことができる体制(＝書かない窓口)を構築する。
期待できる効果	各種手続きに係る来庁者の負担を軽減できる。
担当課	企画政策課

施策件名	(No. 6) 書面・押印・対面規制の見直し及びデジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し
現状と課題	申請書類等の押印については、一部(契約・請求分野)を除き見直し済だが、書面提出等を必須としている手続は多岐に渡って存在しており、オンライン手続推進の支障となっている。
施策内容	国がアナログ規制を見直し、法改正や通達があったものについては、速やかに例規に反映させるとともに、市が独自に課しているアナログ規制についても、実効性の高い分野を優先して見直しを行う。
期待できる効果	オンライン手続きを推進できる環境が整備される。
担当課	総務課

## (2) キャッシュレス決済の拡充

施 策 件 名	(No. 7) 諸証明書の交付手数料、施設使用料等へのキャッシュレス決済の導入・拡充
現 状 と 課 題	「諸証明書の交付手数料」や「施設使用料」等について、現金のみの対応となっており、キャッシュレス決済が普及してきている現在、若い世代などを中心に不便を感じさせる状況となっている。
施 策 内 容	全ての「証明書等の交付手数料」、「施設使用料」等について、キャッシュレス決済導入を検討するとともに、市税など現在キャッシュレス決済可能なものについても、その種類の拡充を検討する。
期待できる効果	各種支払いに係る利便性の向上が図られる。
担 当 課	(主) 企画政策課、(副) 市民課、生涯学習課

## (3) デジタルを活用した情報発信

施 策 件 名	(No. 8) デジタル媒体を活用した情報発信体制の充実
現 状 と 課 題	スマートフォン等の普及により、デジタルを活用した情報発信の重要性が高まっており、本市では市公式ホームページ、スマホアプリ「きたいばナビ」及び市公式X(旧 Twitter)等を活用した情報発信に取り組んでいるが、LINE 公式アカウントの運用開始により、情報の充実と合わせて効率的な情報発信体制を築く必要がある。
施 策 内 容	市ホームページ、アプリ、LINE 等について、それぞれが持つ特性を活かした役割分担を検討の上、ホームページ等のリニューアルも含め効果的・効率的な情報発信体制を構築する。
期待できる効果	情報発信の効率化を図り市の情報発信を増やすことで、市民が必要な情報を必要な時に得ることができる。
担 当 課	(主) まちづくり協働課、(副) 企画政策課

施策件名	(No.9) オープンデータの拡充（実用性の高いデータの調査・公開）
現状と課題	平成28年に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」により、地方自治体は保有データを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされており、市が保有するデータについて、民間事業者等のより一層の活用を促進し、行政運営の透明化の推進や地域課題の解決を図る必要がある。
施策内容	「自治体標準オープンデータセット」をはじめとしたオープンデータ化を促進する。
期待できる効果	公開するオープンデータ（統合型GISの利用拡大を含む）を増やすことで、官民協働の推進を通じた諸課題の解決に繋がる。また、職員のデータリテラシー向上と、市内の事業におけるデータ活用に繋がる。
担当課	企画政策課

施策件名	(No.10) 避難情報、ハザード情報等の防災情報の伝達手段のデジタル化
現状と課題	激甚化・頻発化する自然災害から市民の生命や財産を守るために、これまで以上に効果的・効率的な対応が必要である。市の防災情報の発信手法は、市の防災無線や防災メールを中心に行っているが、状況に応じた住民等への素早い伝達が必要である。
施策内容	LINEを活用した情報発信の導入に加え、その他のデジタル技術を活用した情報伝達手段導入についても検討する。
期待できる効果	災害発生時における情報伝達手段の確保及び正しい情報の伝達と被害の抑制に繋がる。
担当課	総務課



## (4) デジタルデバイドの解消

施 策 件 名	(No. 11) スマートフォン活用講座の開催
現 状 と 課 題	社会のデジタル化が進み、生活環境も大きく変化してきている中で、デジタルの恩恵を受けられる層と受けられない層の情報格差が問題となっている。市として行政手続きのオンライン化を進めていく上でも、インターネットを利用していない市民に対して、デジタル技術に興味を持ってもらうとともに、オンラインサービス等を体験し将来的に活用するための機会を設ける取組が必要である。
施 策 内 容	現在実施しているスマートフォンの操作方法などに関する講座について、開催頻度や参加者数の更なる拡充を図る。
期待できる効果	デジタル社会に向けた市民の意識を醸成し、デジタルを活用した生活の利便性向上に繋げることができる。
担 当 課	生涯学習課

施 策 件 名	(No. 12) デジタル教科書の活用促進
現 状 と 課 題	GIGA スクール構想に基づき実現された児童生徒1人1台のタブレット端末や学校の無線 LAN 環境整備を活用した取組が求められている中で、市内小中学校においても令和6年度から一部の学校で英語の学習者用デジタル教科書の導入が始まる。
施 策 内 容	市内の小中学校に、国から提供される学習者用デジタル教科書の導入を進める。
期待できる効果	自主学習の機会の増加や、添付されているデジタル資料により学習内容の理解を深めることができる。
担 当 課	学校教育課

## 目 標 Ⅱ 行 政 業 務 の 効 率 化 一 庁 内 業 務 に 関 する D X 一

事務の流れ（フロー）を見直し、デジタル技術の活用により業務の自動化や省力化を図り、時間外勤務の削減や働き方改革を推進することで、市民や地域との協働、企画立案等の業務に注力できる環境整備を進めるなど、行政業務の効率化を図ります。

### 1 効率的で発展性のある業務改革の推進

#### （1）情報システムにおける標準化・共通化

施 策 件 名	(No. 13) 地方公共団体情報システムの標準準拠システムへの移行
現 状 と 課 題	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において定められた20業務について、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムの利用が義務付けられていることから、標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討が必要。
施 策 内 容	令和7年度末を目標期限として、標準準拠システムへ移行させる。
期待できる効果	市で情報システムを個別に開発する必要をなくなり、人的・財政的負担の軽減が図られる。
担 当 課	企画政策課

#### （2）AI・RPA等の利用促進

施 策 件 名	(No. 14) 導入効果の高い業務へのAI・RPA等の導入
現 状 と 課 題	社会全体として労働力が圧倒的に不足する一方で、市民のニーズが多様化している中、AI・RPAやOCR等の活用による生産性の向上、業務の効率化は必須となっているが、現状ではAI・RPAの導入前に必要となる庁内全体におけるBPRが進んでいない。
施 策 内 容	「業務プロセスの可視化・合理化」を行った上で、「繰返しの作業や誤りの許されない作業」などへAI・RPA等を導入する。
期待できる効果	BPRにより「庁内の業務改革意識の醸成」が図られるとともに、AI・RPA等の活用により作業の効率化が図られ、「業務の見直しに伴うコア業務へのシフト」が可能となる。
担 当 課	企画政策課

施策件名	(No. 15) 「生成 AI 利用ガイドライン」の策定及び導入・活用の検討
現状と課題	生成 AI の進歩が目覚ましく活用の必要性は高まっているが、自治体に適した安全で利便性の高い生成 AI 利用環境を構築するための利用ガイドラインが未整備であり、また、現状ではどのような分野に導入したら効果的なのかといった知見が不足している。
施策内容	事務の効率化を図るため、セキュリティに十分な配慮をしつつ、内部事務等で活用していくためのガイドラインを策定した上で、導入・活用のための検討を行う。
期待できる効果	事務作業時間の軽減及と生産性が向上し、アイデアの創出を促す。
担当課	企画政策課

### (3) 多様な働き方の推進

施策件名	(No. 16) モバイル端末等のデジタル機器やツールの整備
現状と課題	新型コロナ以降、テレワークをはじめとする職員の柔軟な勤務体制確保が推進されてきたが、そのために職員が各自で端末を用意することは、費用面等から普及しない可能性があるため、市として専用 PC 及びシステムを整備することが必要。
施策内容	テレワークを導入・活用するための機器及びシステムを整備する。
期待できる効果	職員が本来の職場を離れても引き続き業務に従事することが可能となり、行政機能の維持やワークライフバランスの改善につながる。
担当課	企画政策課

施策件名	(No. 17) テレワークを実施するための制度等の見直し
現状と課題	現状でも自宅からのテレワークの実施は可能となっており、また、参加要件において対象職員、勤務時間（報告義務）、セキュリティの確保等についての規定も整備されている状況だが、実施に際しては、職員間のコミュニケーションにおける工夫、部下の業務管理、指導育成、評価等について課題が存在する。
施策内容	テレワークに関する労務管理、業務管理（利用申請、勤務時間、給与・手当、安全衛生、服務規定、費用負担等）等のルールを策定する。
期待できる効果	テレワークの推進が図られる。
担当課	人事課

## (4) ペーパーレス化の推進

施策件名	(No.18) ペーパーレス会議の実施
現状と課題	現状、会議資料は紙媒体を配布しており、紙資料の印刷及び配布にかかる準備は職員の負担となっている。また、資料枚数が多くなるほど印刷にかかる用紙代やインク代も多くかかり、コピー機の消耗も激しくなるなど、財政面でも負担となっている。
施策内容	庁内各種会議を、ペーパーレスで開催する。
期待できる効果	会議での紙資料の配布がなくなり、「書類準備にかかる職員の作業時間の短縮」、「使用する用紙の削減」、「紙資料の保存場所の削減」、「閲覧制限のある資料などに係るセキュリティの強化」が図られる。
担当課	企画政策課

施策件名	(No.19) 保存文書・通知文書の電子化の推進
現状と課題	現状、文書の保存はほぼ全てが紙媒体であることから、「保存文書の管理が行き届かず紛失のおそれがある」、「印刷経費、郵送料が高額となる」、「書庫等の保管スペースに限りがある」などの課題がある。
施策内容	電子化に対応した規程等を整備した上で、保存文書・通知文書の電子化を図る。
期待できる効果	印刷経費等の削減、余剰スペースの有効活用、事務の効率化などが図られる。
担当課	総務課

施策件名	(No.20) 各種手続きのオンライン化（勤怠管理、労務管理、年末調整等）
現状と課題	現在、「出勤簿」や「時間外勤務命令簿」などは紙媒体により管理しているが、正確な出退勤時間の管理ができておらず、また、時間外勤務の計算も手作業によっており負担が大きいことから、これらを「紙による管理」から「システムの管理」に変えることが必要。 また、年末調整などその他の手続きについても、手作業による負担が大きい状況。
施策内容	勤怠管理、労務管理、年末調整など各種手続きについて、オンライン化によるシステムの管理を導入する。
期待できる効果	事務の省力化・効率化が図られるとともに、出退勤時間の正確な管理による長時間労働の把握・是正にもつながる。
担当課	人事課

施策件名	(No. 21) 文書管理・電子決裁システム及び電子公印等の導入
現状と課題	<p>現在、決裁は原則紙媒体で行っており、また公印は、全て公印管理者の管理のもと使用されているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙媒体だと保存文書の増加につながり管理が煩雑になる、</li> <li>・起案に伴う添付資料等が多く、印刷経費等がかさむ、</li> <li>・公印管理者の押印による負担が大きい、</li> <li>・テレワーク時の決裁が困難、</li> <li>・行政手続のオンライン化が進まない、</li> </ul> <p>などの課題がある。</p>
施策内容	電子化に対応した規程等を整備した上で、文書管理・電子決裁システム及び電子公印等を導入する。
期待できる効果	経費削減や事務の効率化、テレワーク等の働き方改革の推進や行政手続のオンライン化の推進が図られる。
担当課	総務課

施策件名	(No. 22) 電子契約システムの導入
現状と課題	<p>現在、物品・役務の契約件数が約 400 件/年、工事・委託の契約件数が約 150 件/年となっているが、業者が契約書を持参又は郵送する手間が必要となることや、契約締結まである程度長い期間が必要になってしまう。</p>
施策内容	電子契約システムを導入し、工事等については「全件」に対して、物品・役務については小規模事業所への理解度を高め、最終的には「大多数」に対して適用する。
期待できる効果	郵便料の削減、契約業務の期間短縮、業務の効率化が図られる。
担当課	総務課

## 2 情報セキュリティの強靱化

### (1) 情報セキュリティシステムの充実

施策件名	(No. 23) 技術的なセキュリティ対策の推進
現状と課題	自治体セキュリティについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)を踏まえ、今後、総合行政ネットワーク(LGWAN)のアクセス回線について、ネットワーク・機器の冗長性を強化する必要がある。 また、現状庁舎内が停電となるとサーバ室にある機器も停止してしまう課題がある。
施策内容	現行 LGWAN の運用期間が令和7年度末までであるため、それまでに次期 LGWAN に更改する。 また、サーバ室内の機器に対する非常用電源設備を設置する。
期待できる効果	次期 LGWAN への更新により、電子契約サービスなどのパブリッククラウド上のサービス利用が容易となる。 また、サーバ室内の機器に対する非常用電源設備を設置することにより、停電等に対するセキュリティが高まる。
担当課	企画政策課

### (2) 情報セキュリティポリシーの見直し

施策件名	(No. 24) セキュリティポリシーの見直し
現状と課題	情報セキュリティポリシーは、市が保有する情報資産を適切に管理し、高度化・巧妙化するサイバー攻撃や人的要因による個人情報の漏えい等から情報資産を守る上で重要なものとなることから、その運用においては、策定したポリシーが遵守されているか定期的に点検を行うとともに、ポリシーの内容について適宜見直しを行う必要がある。
施策内容	情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は常に変化していることから、情報セキュリティポリシーに関する PDCA サイクルを、一度限りではなく定期的に繰り返していく。
期待できる効果	環境の変化に対応しつつ、情報セキュリティ対策水準の向上が図られる。
担当課	企画政策課

### 3 デジタル人材の育成・確保

#### (1) デジタル技術を活用できる人材の育成・確保

施策件名	(No. 25) デジタル人材育成方針の策定
現状と課題	市職員の情報処理能力は、デジタルを活用し業務効率化を図ることができている者から、パソコンの基本操作を周囲の職員の力を借りて使用することができる人者まで幅広いことから、市全体でDX推進を進めていくためには、職員全体のスキルアップと意識の向上が不可欠。
施策内容	職員のデジタル力向上のため、職員のレベルに合わせたスキルごとの研修を継続的に実施する。
期待できる効果	課内のデジタル活用の機運が高まるとともに、職員自らがDX推進のための業務改革を率先して考え実行できるようなスキルの向上が図られる。
担当課	企画政策課

施策件名	(No. 26) 民間企業等との連携によるデジタル人材の確保に向けた検討
現状と課題	「北茨城市DX推進計画」を策定はしたが、市職員には、現状の問題点や今後の取組みを客観的に評価するための専門的な知見がないことから、他市町村の事例を参考としつつも、効果的にDX推進を行うには、現状の職員だけでは限界がある。
施策内容	民間事業者等で経験が豊富な専門人材や、他のDX分野における先進自治体のアドバイザー等の活用を図る。
期待できる効果	専門人材によるノウハウを反映し効果的なDX推進が図られるとともに、庁外の人のお話を聞くことで、職員自身のデジタル活用能力の向上や意識向上にもつながる。
担当課	企画政策課

## 資料編

### 北茨城市DX推進本部設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、デジタル技術等を活用した市民の利便性の向上及び業務の効率化を図り、北茨城市におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、北茨城市DX推進本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

#### (所掌事項)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) DXの推進に係る基本的な方針の検討に関すること。
- (2) DXの推進に係る施策の総合調整に関すること。
- (3) その他DXの推進に必要と認められる事項に関すること。

#### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は市長公室長を、本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (本部会議)

第5条 本部長は、必要に応じて本部会議を招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に対して本部会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (プロジェクトチーム)

第6条 本部は、本部の機能を補佐するため、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

- 2 PTの構成員、職務その他必要な事項は、本部が別に定める。

#### (ワーキンググループ)

第7条 PTは、個別専門的な事項について調査検討を行うため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WGの構成員、職務その他必要な事項は、PTが別に定める。



(庶務)

第8条 本部、PT及びWGの庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長、市民福祉部長、環境産業部長、都市建設部長、水道部長、議会事務局長、教育部長、市民病院事務部長、消防長
---

## ■ 用語解説

## A

● <sup>エーアイ</sup> **AI** 「Artificial Intelligence（人工知能）」の略

人工的な方法で、人間と同様の知能（自然言語の理解や論理的な推論、経験からの学習など）を実現させようとするコンピューター技術のこと。

## B

● <sup>ビーピーアール</sup> **BP R** 「Business Process Reengineering（業務改革）」の略

業務の本来の目的に向かって既存の業務プロセス全体を見直し、職務や業務フロー、組織、情報システムなどを再構築する、という考え方を指す。

## D

● <sup>ディーエックス</sup> **DX** 「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略

進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。自治体 DX においては、行政サービスにデジタル技術を取り入れて業務効率の向上・コスト削減・組織成長の実現を図り、住民に寄り添った行政サービスの変革を目指す。

## G

● <sup>ジーアイエス</sup> **GIS** 「Geographic Information System（地理情報システム）」の略

位置や空間に関する様々な情報を、コンピューターを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を目で見て分かりやすいように表示させるシステム。

## I

● <sup>アイシーティ</sup> **ICT** 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略

情報（Information）と通信（Communication）に関する技術の総称で、情報伝達を伴うコンピューター関連技術の活用方法や方法論のこと。同様の用語に IT（Information Technology：情報技術）があるが、一般的には技術そのものを指すことが多い。

<sup>アイオーティー</sup>  
● **I o T** 「Internet of Things (モノのインターネット)」の略

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆる物がインターネットにつながる仕組みのこと。身の回りの物がインターネットにつながり相互通信することで、遠隔からの認識や計測、制御などが可能となる。

## L

- <sup>エルジーワン</sup>  
● **L G W A N** 「Local Government Wide Area Network (総合行政ネットワーク)」の略  
地方公共団体を相互に接続する高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(インターネットから切り離された閉域ネットワーク)。

## O

- <sup>オーシーアール</sup>  
● **O C R** 「Optical Character Recognition (光学文字認識)」の略  
紙媒体による申請書や資料などの文字情報をデジタル情報に変換する技術のこと。

## P

- <sup>ピーディーシーエー</sup>  
● **P D C A** サイクル  
Plan (計画)、Do (実行)、Check (測定・評価)、Action (対策・改善) の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

## R

- <sup>アールピーエー</sup>  
● **R P A** 「Robotic Process Automation (ロボットによる業務自動化)」の略  
人間がコンピューター上で行っている定型作業(単純かつ大量な入力・転記作業など)を、ロボットが代行して自動的に実行するソフトウェアの総称。

## S

- <sup>エスエヌエス</sup>  
● **S N S** 「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略  
登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスの総称。代表例は、「LINE」「X (旧 Twitter)」「Facebook」「Instagram」など。

## あ行

### ●オープンデータ (Open Data)

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。

## か行

### ●キャッシュレス (Cashless)

現金ではなく、クレジットカードや電子マネーなどを利用して各種支払を行うこと。

## さ行

### ●冗長性<sup>じょうちょうせい</sup>

一般的な意味では、余分や重複がある状態のことを意味するが、IT用語では、耐障害性を高めるためにシステム全体を二重化して予備のシステムを用意することを「冗長化」とい、冗長化によって信頼性や安全性が向上した状態を「冗長性がある」という。

### ●スマートロック (Smart Lock)

スマートフォンなどで、玄関ドアや門扉の施錠・開錠ができるシステムのこと。

### ●生成AI<sup>せいせいエーアイ</sup>

コンピューターが学習したデータを元に、新しいデータや情報をアウトプットする技術。これまで人間が実施していた「考える」や「計画する」をAI（人工知能）が実行し、アイデアやコンテンツを生み出すもの。

## た行

### ●デジタルデバイド (Digital Divide)

インターネットやコンピューターを使える人と使えない人との間に生じる情報格差のこと。

### ●テレワーク (TeleWork)

「Tele：離れた所」と「Work：働く」をあわせた造語で、ICT（情報通信技術）などを利用して、自宅など、職場以外の所で業務を行うこと。

## は行

### ●パブリッククラウド (Public Cloud)

「クラウド」とは、インターネットなどのネットワーク上でサービスとして提供されている、ハードウェアやソフトウェアを用いたコンピューターの利用形態のこと。サービスとして提供されているサーバーやソフトウェアを利用するため、自社でサーバーを購入したり環境を構築したりする必要がない。

「パブリッククラウド」とは、そうしたクラウドサービス提供事業者が構築した環境を、他の利用者と共同利用するタイプの利用形態のこと。

## ま行

### ●モバイル<sup>たんまつ</sup>端末

ノートパソコンやスマートフォン、タブレット端末など、小型・軽量で持ち運びに適した電子機器のこと。

## わ行

### ●ワーク・ライフ・バランス (Work Life Balance)

生活と仕事の調和のこと。働く全ての人が、仕事と仕事以外（育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動等）の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方を指す。